

平成30年度

指定管理者監査の結果報告書

中津川市監査委員

中 監 査 第 3 8 号
平 成 3 1 年 2 月 2 1 日

中津川市長 青山 節児 様
中津川市議会議長 大堀 寿延 様

中津川市監査委員
鷹見 幸久
櫛松 直子

平成30年度指定管理者の監査結果について

平成30年度の指定管理者の監査を地方自治法第199条第7項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の対象及び監査の期日	1
2	監査の方法	1
3	監査の結果	1
	Ⅰ ふくおかまちづくり協議会	2
	Ⅱ かわうえ手づくり組合	3
	Ⅲ 特定非営利活動法人やさかイキイキ倶楽部	4

1 監査の対象及び監査の期日

当年度の指定管理者監査は、平成29年度に公共施設の指定管理を行った指定管理者のうちから抽出した次の指定管理者について実施した。

(単位：円)

実施日	指定管理者名	対象施設	指定管理委託料	担当課
11月7日 (水)	ふくおかまちづくり協議会	・福岡公民館 ・福岡ふれあい文化センター ・常盤座	29,370,600円	生涯学習スポーツ課 文化振興課 (福岡総合事務所)
11月14日 (水)	かわうえ手づくり組合	川上地域特産品 生産施設	3,566,000円	観光課 (川上総合事務所)
11月22日 (木)	特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部	坂下総合体育館	9,956,388円	生涯学習スポーツ課 (坂下総合事務所)

2 監査の方法

平成29年度に指定管理者が受託した指定管理に関する事務、事業の執行及び事業目的等について監査を行った。

監査にあたっては、指定管理者から提出された協定書の写、事業計画書、事業実績報告書、予算・決算書を参考に、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて指定管理者及び担当課の説明を聴取すると共に、現地調査を行った。

3 監査の結果

各指定管理者の監査結果については、次頁以降のとおりである。

I ふくおかまちづくり協議会

1 監査の対象

福岡公民館・福岡ふれあい文化センター・常盤座

2 監査の期日

平成30年11月7日(水)

3 指定管理委託料の額

29,370,600円

4 事業の概要

福岡公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを基本理念とし設置された施設である。

福岡ふれあい文化センター及び常盤座は市民の文化、芸術、交流事業及び社会教育の振興を図り、併せて社会福祉の増進に寄与するため設置された施設である。

これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、ふくおかまちづくり協議会が指定管理者となっている。(平成29年4月1日から平成32年3月31日まで)

その主な業務は、次のとおり

- (1) 公民館に関する業務
- (2) 文化センターに関する業務
- (3) 芝居小屋に関する業務

5 経理の状況

○ 平成29年4月1日～平成30年3月31日

・収入決算額	31,009,760円
うち指定管理委託料	29,370,600円
施設使用料	1,226,451円
その他収入	412,709円
・支出決算額	29,811,865円
・収支差引額	1,197,895円

6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

しかしながら、お釣りや消耗品購入用の手持ち現金の管理については出納状況が確認できる書類が整備されていない状況であったため、現金出納簿等により日々の現金管理をしっかりと行うよう事務改善を図られたい。

公民館の利用人数は減少傾向であり、新たな自主事業の実施等による利用者の拡大を図るなど、利用料収入の確保に努められたい。

II かわうえ手づくり組合

1 監査の対象

川上地域特産品生産施設

2 監査の期日

平成30年11月14日（水）

3 指定管理委託料の額

3,566,000円

4 事業の概要

川上地域特産品生産施設は、地域の農林漁業の振興を図るため、農林漁産物の加工、展示及び流通を行うために設置された施設である。

施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、かわうえ手づくり組合が指定管理者となっている。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

- (1) 施設の運営に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) その他

5 経理の状況

○ 平成29年4月1日～平成30年3月31日

・収入決算額	22,630,316円
うち指定管理委託料	3,566,000円
施設使用料	153,728円
売上	17,173,416円
繰越金	1,597,912円
その他収入	139,260円
・支出決算額	20,872,419円
・収支差引額	1,757,897円

6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類も適正に管理されているものと認められた。

近い将来に想定される指定管理委託料の減額や打ち切り、後継者問題等、対処しなければならない課題は多い。課題解決には、地域のバックアップが受けられるよう地域との協力体制を構築していく必要があると思われる。

目玉商品の開発や食事の提供等の検討、他の道の駅や関連施設と連携強化等、更なる集客力の向上と自立化に取り組みたい。

Ⅲ 特定非営利活動法人 やさかイキイキ倶楽部

1 監査の対象

中津川市坂下総合体育館

2 監査の期日

平成30年11月22日（木）

3 指定管理委託料の額

9,956,388円

4 事業の概要

中津川市坂下総合体育館は、市民の体力と健康の増進及びスポーツの振興を図るために設置された施設である。これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人やさかイキイキ倶楽部が指定管理者となっている。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

その主な業務は、次のとおり

- （1）施設の使用の許可等に関する業務。
- （2）施設の使用許可の取消し等に関する業務。
- （3）施設の維持管理に関する業務。
- （4）施設の運営に関する業務。

5 経理の状況

○ 平成29年4月1日～平成30年3月31日

・収入決算額	10,438,272円
うち指定管理委託料	9,956,388円
施設使用料（減免補填）	359,970円
その他収入	121,914円
・支出決算額	9,784,855円
・収支差引額	653,417円

6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類も適正に管理されているものと認められた。

昨年監査では、予算執行に関する証拠書類等が未整備であり、スポーツ振興くじ助成事業（toto）を活用した補助事業と指定管理事業との経理上の仕分けも不明確であったことを要改善事項として指摘した。

今回の監査では、指摘した事項が改善され、指定管理の委託費の執行に関する証拠書類等の確認ができた。今後、決算書の信憑性を上げるために会計システムから決算書を自動作成する仕組みを検討されたい。